

警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年8月15日

広島県公安委員会

委員長 北 川 祐 治

広島県公安委員会規則第12号

警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の定員の配分に関する規則（昭和35年広島県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

区 分	警察官						警察官 以外の 職員	合計
	警視	警部	警部補	巡査部長	巡査	計		
警察本部	91	162	515	478	336	1,582	358	1,940
警 察 署	62	172	1,002	1,091	1,280	3,607	162	3,769
計	153	334	1,517	1,569	1,616	5,189	520	5,709

附 則

この公安委員会規則は、令和4年9月1日から施行する。